

今年は固定資産税の評価替えの年です。 縦覧開始は 4 月 1 日から！

固定資産（土地・家屋）の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、知事または市町村長がその価格等を決定することになっています。評価替えでは、賦課期日（平成 21 年 1 月 1 日現在）の土地と家屋についての評価額が見直されます。この評価替えは、本来ならば毎年行われるべきですが、実務的に困難なため 3 年に一度行うことになっております。

今年は、その 3 年に一度の評価替えが行われる年に該当します。

なお、4 月 1 日より、全国の市区町村で平成 21 年度固定資産税の縦覧が開始されます。

固定資産税の縦覧制度とは、納税者が自己の所有する土地・家屋の評価額（固定資産税の課税標準額）が適正であるかどうかを、縦覧帳簿により同一区内にある他人の土地・家屋の評価額と比較して確認できる制度のことです。

1、縦覧期間

通常 4 月 1 日から 4 月 30 日。ただし、東京 23 区のように 6 月 30 日まで縦覧可能なところもあります。事前に市区町村役場に確認が必要です。

2、縦覧できる方

固定資産税の納税者またはその代理人

3、縦覧場所

固定資産（土地・家屋）が所在する市区町村役場・都税事務所

4、用意するもの

納税通知書または運転免許証等の本人確認用の書類

【審査の申し出】

自己の所有する土地・家屋の評価額に不服がある場合は、納税通知書を受取った日の翌日から起算して 60 日以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をすることができます。

今年は、3 年に一度の固定資産税の評価替えの年です。この機会に、ご自身の資産の評価額などをご確認してみたいはいかがでしょうか。